

① 件名	石巻市生活支援・介護予防体制整備推進協議会の設置について
② 施策等を必要とする背景及び目的（理由）	<p>【背景】 平成27年4月1日の介護保険法改正により、介護予防・日常生活支援総合事業（以下「総合事業」という。）が創設された。 総合事業は、市町村が中心となって、地域の実情に応じ、地域の支え合い体制づくりを推進し、住民等の多様な主体が参画し、多様なサービスを充実することにより、要支援者等に対する効果的かつ効率的な支援を行うものである。</p> <p>【目的】 協議会は総合事業を実施するに当たり、多様なサービスの提供体制を構築するため、生活支援・介護予防サービスの提供主体等が参画し、定期的な情報共有及び連携・協働による体制整備を推進することを目的としている。</p>
③ 根拠法令及び総合計画又は個別計画との整合性	<p>【根拠法令】 ・介護保険法</p> <p>〔総合計画との整合性 総合計画の位置付け：有・無〕 第4章 安心して健やかに暮らせるまち 第4節 安心と誇りを持って住み続けられる高齢者福祉を充実する 3 介護保険制度・介護予防を充実する</p> <p>〔個別計画との整合性〕 石巻市高齢者福祉計画・第6期介護保険事業計画</p>
③ 提案に至るまでの経過（市民参加の有無とその内容を含む。）	<p>・平成27年4月1日 介護保険法改正により、総合事業が創設された。</p>
④ 主な内容	<p>石巻市生活支援・介護予防体制整備推進協議会の概要</p> <p>1 所掌事項 ○生活支援の担い手の養成、サービスの開発等の資源開発 ○サービス提供主体等の関係者のネットワーク構築 ○地域の支援ニーズとサービス提供主体の活動のマッチング ○その他生活支援・介護予防体制整備に関し必要な事項</p> <p>2 委 員 NPO、社会福祉法人、協同組合、ボランティア団体、地縁組織等</p> <p>3 委員の任期 2年（最初に委嘱された委員の任期は平成30年3月31日までとする。）</p>

⑤ 実施した場合の影響・効果（財源措置及び複数年のコスト計算を含む。）

【効果】

地域で実際に活動する生活支援・介護予防サービスの提供主体等が参画し、ニーズや課題を把握することにより、情報共有及び連携が図られ、多様なサービスの提供体制を構築することができる。

【財源措置】

平成27年度介護保険事業特別会計予算

報償費	@ 5,000円	× 15人	× 2回	= 150,000円
	(国負担割合	39%		58,500円)
	(県負担割合	19.5%		29,250円)
	(市負担割合	19.5%		29,250円)
	(第1号被保険者負担割合	22%		33,000円)

⑥ 他の自治体の政策との比較検討

- ・生活支援サービス等の体制整備については、平成30年4月までにすべての市町村で実施する必要がある。
- ・平成27年度から総合事業を実施している県内の市町村は、石巻市、白石市、川崎町の2市1町であるが、白石市、川崎町については、協議体の設置を検討中である。

⑦ 今後の予定及び施行予定年月日

【今後の予定】

平成27年11月	「石巻市生活支援・介護予防体制整備推進協議会設置要綱」の制定 (施行予定年月日：平成27年12月1日)
平成27年12月	各団体へ協議会の委員選出依頼
平成28年1月下旬	第1回会議予定

⑧ その他